



令和6年度 加東市天神地区駐輪場整備工事基本・実施設計及び工事監理業務委託

金抜設計書

業 務 番 号 2024058600

業 務 名 令和6年度 加東市天神地区駐輪場整備工事基本・実施設計及び工事監理業務委託

履 行 場 所 加東市天神1522ほか

兵庫県 加東市

[illegible]

番 号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
		令和6年度 加東市天神駐輪場整備工事基本・実施設計及び工事監理業務委託					
1	設計業務	設計・積算・申請手続業務共	1.0	式			
2	工事監理業務		1.0	式			
	計						
	改メ計						
3	諸経費	直接人件費×諸経费率（110%）	1.0	式			
4	技術料等経費	（直接人件費+諸経費） ×技術料等経费率（15%）	1.0	式			
	計						
	改メ計						
	委託価格						
	消費税相当額	10.0%					
	委託費						

番 号	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
2	工事監理業務						
		第一号 第1類 駐輪場 対象：新築工事 延べ面積 ㍒40 m2					
	直接人件費	総合		人			
		構造		人			
		設備		人			
	直接人件費計						

特 記 仕 様 書

- 1 業 務 名 令和6年度 加東市天神地区駐輪場
整備工事基本・実施設計及び工事監理業務委託
- 2 履行場所 加東市天神 1522 番ほか
- 3 施行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月26日まで
- 4 内 容 設計業務委託仕様書及び工事監理業務委託仕様書のとおり
- 5 そ の 他
 - (1) 留意事項
 - ① 現地調査については、施設運営などに支障がないよう市監督員と十分協議すること。
 - ② 受託者は、本業務で知り得た事項及び関連資料を当該業務に係る者以外に漏らしてはならない。
 - ③ 確認申請等手続きについては、設計委託業務履行期間内に完了させること。
 - ④ 委託完了後、不明箇所等が生じた場合は、必要に応じて補足等の措置をとること。
 - ⑤ 設計打合せ、設計及び工事監理は、原則として同一人物が担当すること。やむなく担当が変わるときは、打合せから引渡しまで市監督員と意思疎通を欠かさないよう十分に連絡をとること。
 - ⑥ 令和6年8月末までに、実施設計工事費（建築工事、各設備工事、外構工事等）の費用を市監督員へ報告すること。
 - ⑦ 設計に当たり、工事費が事業費を超えても、原則として委託費の変更は行わない。
 - ⑧ 本業務開始後、業務の変更又は追加等が発生した場合において、受託者は市監督員の指示により、変更又は追加等の業務を履行すること。
 - ⑨ 上記⑧の変更又は追加に伴う委託契約金額の増額は行わない。但し、著しく金額が変更する場合は、この限りでない。
 - (2) 委託費
 - ① 当委託の入札書は、設計業務費（地質調査費共）、工事監理業務費、各検査等の全ての手数料の合計を表示する。
 - ② 工事監理業務費は、全体委託費の 19.3%（直接委託費の千円止め＋消費税）で契約する。
 - ③ 委託費の支払いについては、原則として、設計業務委託費は設計業務完了後、監理業務委託費は工事目的物引渡し完了後に行う。

- ④ 各機関への申請手数料（確認申請等手数料）については、受注者が負担し、委託費には含めないものとする。

（３）担当課

加東市企画政策課 （0795-43-0389）

設 計 業 務 委 託 仕 様 書

1 業務概要

(1) 業務名称及び業務概要

この業務は、加東市天神地区駐輪場整備工事に伴う設計業務委託について、以下の設計条件に基づき、駐輪場新築の設計（建築・設備・外構等）を行い、必要な設計図書等を作成するものである。

(2) 設計業務履行期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 9 月 26 日までとする

(3) 計画施設概要

- ①施設名称 天神地区駐輪場
- ②履行場所 加東市天神 1522 番ほか
- ③敷地面積 552.26m²（舗装予定箇所約 340m²）
- ④計画施設用途 駐輪場（25 台分 約 40m²）
サイクルポート、フェンス、照明及び防犯カメラ設置予定
- ⑤建設工期（予定） 令和 6 年 12 月～令和 7 年 3 月（予定）

2 一般共通事項

(1) 適用範囲

この仕様書は加東市天神地区駐輪場整備工事設計業務委託に適用する。また、この仕様書に定めのない事項については、業務委託契約書及び公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によるほか、発注者と協議の上決定する。

(2) 業務の実施条件

- ①業務は発注者が計画している事業費を遵守し、設計条件に基づいて実施する。
- ②業務の実施に当たっては、発注者と十分な連絡を保ち、基本方針については発注者の指示及び承諾を受けるものとする。
- ③業務の実施に当たっては、関係法令及び適用基準等を遵守する。
- ④業務の実施に当たっては、建築基準法その他関係法令及びその他これに基づく条例規則等の規定によるほか、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した仕様書（最新版）による。
- ⑤設計業務で協力事務所を使用する場合は、発注者と協議し承諾を受ける。
- ⑥業務に関して疑義の生じた場合には、速やかに発注者と協議する。

3 業務内容

(1) 業務内容

①基本設計（国土交通省告示第98号別添一による）

基本設計は、発注者から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理した上で、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して、成果図書を作成する業務をいう。

(ア) 設計条件等の整理

- i 条件整理
- ii 設計条件の変更等の場合の協議

(イ) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

- i 法令上の諸条件の調査
- ii 建築確認申請に係る関係機関との打合せ

(ウ) 電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

(エ) 基本設計方針の策定

i 総合検討

工事の仕様については、一般社団法人公共建築協会「公共建築工事標準仕様書」及び一般財団法人建築保全センター「公共建築改修工事標準仕様書」の最新版による。

ii 基本設計方針の策定及び発注者への説明

(オ) 基本設計図書の作成

(カ) 概算工事費の検討

- i 建築基準法関係書類の申請、地区計画等の届出及び各検査手続き等に要する費用を概算する（手数料含む）。
- ii 材料・施工単価については、建設物価、建築コスト情報、建築施工単価、積算資料、見積り（原則3社以上で見積比較表を作成）、カタログ価格を使用する。詳細については、発注者と協議の上決定する。
- iii 積算については、公共建築工事積算基準により積算する。

(キ) 基本設計内容の発注者への説明等

②実施設計（国土交通省告示第98号別添一による）

実施設計は、工事施工者が設計図書の内容を正確に読み取り、設計図書に合致した建築物の工事を的確に行うことが出来るように、また、工事費の適正な見積もりが出来るように、基本設計に基づいて設計図書を、より詳細に具体化し、その結果として、成果図書を作成する業務をいう。

(ア) 要求等の確認

- i 発注者の要求等の確認
- ii 設計条件の変更等の場合の協議

(イ) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

- i 法令上の諸条件の詳細な調査
- ii 建築確認申請に係る関係機関との必要事項の事前打合せ

(ウ) 実施設計方針の策定

- i 総合検討

(1) 工事の仕様については、一般社団法人公共建築協会「公共建築工事標準仕様書」及び一般財団法人建築保全センター「公共建築改修工事標準仕様書」の最新版による。

(2) 基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討

- ii 実施設計のための基本事項の確定
- iii 実施設計方針の策定及び発注者への説明

(エ) 実施設計図書の作成

- i 実施設計図書の作成
- ii 建築確認申請図書の作成

(オ) 概算工事費の検討

- i 実施設計図書作成完了時点で、実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費内訳書を作成する。
- ii 建築基準法関係書類の申請、地区計画等の届出及び各検査手続き等に要する費用（手数料含む）。
- iii 材料・施工単価については、建設物価、建築コスト情報、建築施工単価、積算資料、見積り（原則３社以上で見積比較表を作成）、カタログ価格を使用する。詳細については、発注者と協議の上決定する。
- iv 積算については、公共建築工事積算基準により積算する。

(カ) 実施設計内容の発注者への説明等

(２) 提出書類

① 契約時

委託業務着手届、設計業務担当者（主任技術者）届、業務計画書、工程表、管理技術者及び照査技術者を定めた届出書類、その他市担当職員が必要と認めた書類。

② 完了時

委託業務完了届、完成図面、その他市担当職員が必要と認めた書類。

(3) 打合せ及び記録

原則として、下記の時期に打合せを行う。なお、打合せ等を行った場合は、速やかに記録簿（A4版）を作成し、その都度発注者に文書で報告すること。

- (ア) 業務着手時
- (イ) 現地調査時
- (ウ) 基本設計時（進捗状況に応じて）
- (エ) 実施設計時（進捗状況に応じて）
- (オ) その他打合せを必要とする時

(4) 軽微な変更

設計条件・設計図書に関する軽微な変更については、受注者は発注者の指示により作業を進める。この場合、設計業務委託契約書の規定に関わらず「契約金額」及び「履行期限」の変更はないものとする。

(5) 特許にかかわるもの

材料・工法等で、特許にかかわるものを採用しようとする場合は、発注者と打合せを行い、指示を受けること。

(6) 特殊な工法

特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合には、あらかじめ発注者と協議し承諾を受けなければならない。

(7) 成果品

国土交通省告示第98号別添一に掲げるもので、業務の実施に当たっては、発注者と打合せの上決定する。

(8) 成果品の提出

成果品の提出部数は、下記の表による。

①基本設計

提出書類	サイズ	部数	提出形式	摘 要
基本計画図書 (原稿・原図)	A 3	1 部	ファイル	図面はA 3を2つ折（A 4サイズ）
全体工程表	A 4	1 部	ファイル	
各種技術資料	A 4	1 部	ファイル	検討した資料があれば提出

②実施設計

提出書類	サイズ	部数	提出形式	摘 要
設計図書 (金入)	A 4	1 部	ファイル	設計内訳書(代価表、数量計算書、見積書共)、設計図及び仕様書
設計図 (原図)	A 3	1 部	C D	電子データ (CD-ROM) JWW 形式と PDF 形式で提出
設計書 (原稿)	A 4	1 部	C D	電子データ (CD-ROM) 内訳書 (Excel 形式及び RBIC) 代価表、数量計算書含む
設計図 (製本)	A 3	2 部	製本	図面 (A3) 2 つ折 表紙、背表紙の文字入れ共
構造計算資料	A 4	1 部	ファイル	出力データの原稿を綴ること
設計単価資料	A 4	1 部	ファイル	刊行物及びカタログコピー、見積書は原本

※図面は A 3 を基本サイズとする。

※図面電子データについては、JWW形式を基本とする。それ以外の形式については、変換ソフト等を使用し JWW形式に変換すること。特に他の形式から JWW形式に変換した場合は、線種、文字等をよく確認すること。

工 事 監 理 業 務 委 託 仕 様 書

1 業務概要

(1) 業務名称及び業務概要

この業務は、加東市天神地区駐輪場整備工事に伴う監理業務委託について、以下の監理条件に基づき、適正に駐輪場整備工事監理を行うものである。

(2) 履行期間

工事着手から工事完成までとする。(令和 6 年 12 月着手予定、工期期限令和 7 年 3 月 26 日予定)

(3) 対象工事の概要

- ①施設名称 天神地区駐輪場
- ②履行場所 加東市天神 1522 番ほか
- ③工事概要 設計業務委託仕様書計画施設概要のとおり

(4) 監理条件

①委託期間は工事着手日より工事目的物引渡し日までとし、監理は重点監理とするが、市監督員及び工事請負者が要請した時は、直ちにこれに応じるものとする。なお、重点監理とは、次の通りとする。

(ア) 重点監理とは、工事請負者が設計図書及び法律（都市計画法、建築基準法、消防法、建設業法、その他工事に関する法律）に従って、建設工事を適正に実施するため重点的に監理指導すること。

(イ) 工事中における定例会議を原則として、月 2 回程度行う。打合せ結果については、書面で市監督員に報告する。

(ウ) 工事中に数量変更や内容変更等が生じた場合は、設計変更及び変更図面の作成も本業務に含むものとする。

②工事監理者の現場での指示は、すべて指示書にて指示すること。重要な事項については、市監督員の承諾後に指示し、その他については事後報告でも可とする。重要な変更とは、金額及び主要資材の変更を指すものとする。

③引渡し完了後、工事目的物が種類又は品質に関して、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合は、監理業務が起因して契約不適合が生じたものとし、工事監理者が責任を持って解決する。

④工事監理者は、市監督員に代わり、当該工事を監督する者として従事し、厳正に業務を行う。

2 一般共通事項

(1) 適用範囲

この仕様書は、加東市天神地区駐輪場整備工事監理業務に適用する。また、この仕

様書に定めのない事項については、監理業務委託契約書及び建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によるほか、発注者と協議の上決定する。

3 業務内容

（１）業務内容

- ①国土交通省告示第 98 号別添一に掲げるものとする。（工事監理関係）
- ②設計図書の定めにより請負者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、その結果を市監督員に報告する。なお、完成図確認の結果、適切でないと認められる場合には、請負者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を市監督員に報告する。

（２）提出書類

①契約時

委託業務着手届、業務担当者（主任技術者）届、その他担当課職員が必要と認めた書類

②完了時

委託業務完了届、完成図書

（３）打合せ及び記録

- ①原則として、下記の時期に打合せを行う。打合せ等を行った場合は、速やかに記録簿（A 4 版）を作成し、その都度市監督員に文書で報告すること。なお、工事請負者と同時に打合せを行う場合は、両方で記録を行う者を決定すること。

（ア）業務着手時

（イ）工事施工中（定例会打合せ時）

（ウ）その他打合せを必要とする時

- ②受託者は、工事監理業務が適切に行われるよう、工事請負者等と定期的かつ適切な時期に連絡を取り、施工状況について把握しなければならない。

（４）軽微な変更

工事中における設計、工事請負費及び工期の軽微な変更が生じた場合でも、工事監理業務委託費の変更はしない。

(5) 成果品の提出

成果品及び成果品の提出部数は、下記の表による。

提出書類	サイズ	部数	提出形式	摘 要
出来高設計書	A 4	1 部	ファイル	
出来高設計図	A 3	1 部	C D	電子データ (CD-ROM) JWW 形式と PDF 形式で提出
竣工図 (製本)	A 3	3 部	製本	図面 (A3) 2 つ折 表紙、背表紙の文字入れ共

※竣工図面は、修正漏れのないよう十分注意すること。

※竣工図面の基本サイズ及び図面電子データについては、設計図面と同様。

以上



